

地域生活支援拠点等の登録により算定できる加算等について R7.3.4現在

※国の基準によるもの

別紙5

14

機能	対象事業名	加算名等	加算単位当	概要
相談	○計画相談支援 ○障害児相談支援	地域生活支援拠点等相談強化加算	700単位/回 (月4回を限度)	運営規程において市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定め、市長に届け出た事業所が、障害の特性に起因して緊急に支援の必要が生じた障害児者・保護者等からの要請に基づき、速やかに短期入所を利用するため、当該障害児者に関する必要な情報の提供及び利用に関する調整(現に短期入所を使用していない場合は、利用計画の作成・変更も含む。)を行った場合に算定する。
緊急時の受け入れ・対応	○短期入所	緊急時短期入所受入加算	(I)270単位/日 (福祉型、共生型) (II)500単位/日 (医療型、医療型特定) (I)、(II)とも、初日から起算して7日 限度、やむを得ない事情の場合は14日	居宅においてその介護を行う者の急病等のやむを得ない理由により、短期入所を緊急に行った場合(利用開始日の前々日、前日、当日に利用連絡があった場合)に、緊急に行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度として、1日につき所定単位数を加算する。当該利用者のみを加算する。 ※拠点登録の有無に関わらず要件満たせば算定可
	○短期入所 ○重度障害者等包括支援(短期入所利用時)	地域生活支援拠点等の場合	100単位/日(利用の開始日のみ) +200単位/日(医ケア・重心・強行/児・者の場合)	運営規程において市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定め、市長に届け出た短期入所事業所で、短期入所の利用開始日に算定する。加えて、平時から利用者の生活状況等を把握するため、関係機関(市・基幹C等)との連絡調整に従事する者を配置し、医ケア児・者、重症心身児・者、強度行動障害児・者に対し行った場合は更に200単位算定。緊急時対応に限らず、利用開始日のみ所定単位数に更に加算する。
	○生活介護 ○自立訓練(機能・生活) ○就労移行支援 ○就労継続支援(A型・B型) ○就労選択支援	緊急時受入加算	100単位/日	運営規程において市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定め、平時から関係機関との連携調整に従事する連携担当者を1以上配置するものとして市長に届け出た事業所で、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。 ・事業所に滞在するために必要な就寝設備を有し、夜間の時間帯を通じて1人以上の職員を配置すること。
	○居宅介護 ○重度訪問介護 ○同行援護 ○行動援護 ○重度障害者等包括支援	緊急時対応加算	100単位/回(利用者1人/月2回限度) 要請を受けてから24時間以内に支援を行った場合 ※+50単位/回	利用者又は家族等からの要請に基づき、サ責が計画の変更を行い、計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を緊急に行った場合に算定する。 (※運営規程において市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定め、平時から関係機関との連携調整に従事する連携担当者を1以上配置するものとして市長に届け出た場合)
	○自立生活援助 ○重度障害者等包括支援(自立生活援助利用時)	緊急時支援加算(I) (II)	(I)711単位/日(家族・利用者の要請により、深夜に支援を行った場合) (II)94単位/日(電話相談) ※+50単位/回((I)を算定している事業所)	利用者の障害特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請により、深夜に速やかに居宅等を訪問又は一時的な滞在による支援を提供することになった場合に算定する。(電話による相談援助を行った場合はIIを算定) (※運営規程において市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定め、平時から関係機関との連携調整に従事する連携担当者を1以上配置するものとして市長に届け出た場合)
	○地域定着支援	緊急時支援費(I) (II)	(I)734単位/日(緊急時の対応) (II)98単位/日(深夜の電話相談) ※+50単位/回((I)を算定している事業所のみ)	
体験の機会・場の提供	○生活介護 ○自立訓練(機能・生活) ○就労移行支援 ○就労継続支援(A型・B型) ○就労選択支援	障害福祉サービスの体験利用支援加算	(I)500単位/日(初日-5日目) (II)250単位/日(6日目-15日目) ※+50単位/日(15日まで)	指定地域移行支援事業者が行う体験的な利用支援を利用する場合に、従業者が必要な支援に加え、下記のいずれかの支援を実施した場合に所定単位数に加えて算定する。 1.体験利用日の昼間の時間帯における介護等の支援 2.体験利用支援に係る一般相談支援事業者との連絡調整等の相談援助 (※運営規程において市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定め、平時から関係機関との連携調整に従事する連携担当者を1以上配置するものとして市長に届け出た場合)
	○地域移行支援	障害福祉サービスの体験利用加算	(I)500単位/日(初日-5日目) (II)250単位/日(6日目-15日目) ※+50単位/日(15日まで)	地域移行支援の支給決定者で体験的な障害福祉サービスの利用を希望している者に、サービスを利用するに当たった課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、サービスの体験的な利用支援を行った場合に加算する。 (※運営規程において市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定め、平時から関係機関との連携調整に従事する連携担当者を1以上配置するものとして市長に届け出た場合)
	○地域移行支援	体験宿泊加算	(I)300単位/日 (II)700単位/日 ※+50単位/日(体験宿泊加算(I)及び(II)を合計して15日まで)	(I)単身での生活希望者に、単身生活での課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、体験的な宿泊支援を行った場合に加算する。 (II)(I)の要件+夜間及び深夜の時間帯を通じて見守り等の支援を含めた体験宿泊支援を実施した場合に加算する。 (※運営規程において市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定め、平時から関係機関との連携調整に従事する連携担当者を1以上配置するものとして市長に届け出た場合)
	○施設入所支援	地域移行促進加算(I)  地域移行促進加算(II)	120単位/日  60単位/日(月に3回限度)	運営規程において市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定め、平時から関係機関との連携調整に従事する連携担当者を1以上配置するものとして市長に届け出た障害者支援施設に入所する利用者が、地域移行支援の体験的な宿泊支援(単身での生活に向けたもの)を利用する場合で、連携担当者が地域移行支援事業者との連絡調整等の相談支援を行った場合に算定する。  運営規程において市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定め、平時から関係機関との連携調整に従事する連携担当者を1以上配置するものとして市長に届け出た障害者支援施設に入所する利用者に対して、施設職員同行でGHの見学等の日中サービスの見学や食事体験、地域活動への参加等を行った場合に算定する。(宿泊を伴わないものに限る)
専門的人材の確保・育成等	○計画相談支援 ○障害児相談支援	地域体制強化共同支援加算	2,000単位/日(月1回を限度)	運営規程において市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定め、市長に届け出た事業所の相談支援専門員又は相談支援員が、支援が困難な計画相談支援対象障害者に対して、サービスを提供する事業者のうち3者以上と共同し、会議により情報共有や支援内容を検討し、在宅での療養又は地域での生活上に必要な説明、指導、支援等を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、自立支援協議会に文書により報告を行った場合に加算する。(自立協議会等への報告の内容については、別途検討)
	○地域移行支援 ○自立生活援助 ○地域定着支援 ○計画相談支援 ○障害児相談支援	地域生活支援拠点等機能強化加算	500単位/月(拠点コーディネーター1名につき100回/月を上限)	計画相談支援及び障害児相談支援(機能強化型基本報酬(I)又は(II)を算定する場合に限る)と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援の全てのサービスを同一の事業所で一体的に運営し、又は拠点機能強化サービスに係る複数の事業者が地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営し、かつ、市から地域生活支援拠点等に位置付けられた場合で、情報連携等を担う拠点コーディネーターを常勤で1以上配置した場合に加算する。

※連携担当者を1名以上配置した際に、+50単位加算する

